

ニュース・レター

VOL.25 2005.12.12
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号
TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774



自民党の憲法改正案に犯罪被害者の権利が記載されました

弁護士 京野 哲也

今の憲法では、様々な人権が保障されていますが、犯罪被害者の権利は1箇条もありませんでした。

たしかに、国家権力の濫用をいかに防ぐかということを中心に近代の憲法が作られてきた歴史的な事情はありました。

しかし、本来は、国家ではなく、犯罪者によって人権を害された者の権利も当然憲法において手厚く保障されなければなりません。

そこで、あすの会では憲法を改正して犯罪被害者の権利を入れるように主張し続け、今年1月に行われた5周年大会においても決議しています。最近になって、2005年10月28日、自由民主党の新憲法第二次案では、その第25条の3に『犯罪被害者は、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する』という規定が入りました（11月22日付の「新憲法草案」でも同様です）。

あすの会は、この自由民主党案を歓迎し、一日も早く、この通りの憲法改正が行われるように望むという談話を発表しています。

平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法にも、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」という条文が設けられました。それ自体画期的な進歩でしたが、憲法の下にある法律のレベルではなく、憲法自体に書かれると、基本権として一段と強いものになりますから、被害者の権利利益の保護充実にとって大きな前進となるでしょう。

そもそも、憲法は国のあり方や国民の基本的な権利を定めるものですから、犯罪被害者の権利が憲法に書かれていない方がおかしいのです。

こんな当たり前のことは、誰に教えられなくても分かることなのに、むしろ法律に関わる者が固定観念に囚われて犯罪被害者の権利の保障を難しくしてきたのではないかでしょうか。近代憲法の中心課題は「国家からの自由」だったかもしれません、現代や未来の憲法は、人が幸福に暮らすために大切な権利を守ることを第一に考えるべきであって、犯罪被害者を置き忘れたような議論は時代遅れと言わなければなりません。

私個人の意見としては、憲法の中に、犯罪被害者の尊厳を保障すべきことを宣言したうえで、何人も安全に生活する権利を有すること、犯罪被害者は、刑事事件の情報を知る権利、訴訟手続に参加する権利、ならびに国に被害の補償を求める権利を有することを明記するという私案を考えています。これらの権利は、憲法上でもきちんと保障されるべき犯罪被害者の基本的な権利だと考えられるからです。

憲法改正は、いろいろ難しい手続きがあるので、すぐには実現しないかもしれません、政黨が憲法改正案に被害者の権利を入れることは大きな変化であり、進歩であると思います。

改正されるまでの間であっても、犯罪被害者の人権は、現行憲法13条に規定されている「個人の尊厳の保障及び幸福追求権」の一環として保障されています。犯罪被害者等基本法もあります。しかし、声をあげ続けていないと、今までの制度はなかなか変わりません。犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者の権利をより具体的に保障するように、全ての場面において訴えていく必要があるかと思います。

TOPICS

大臣就任にあたっての杉浦法務大臣訓示

以前から、あすの会の活動にご協力をいただいている杉浦正健前内閣官房副長官が、新しく法務大臣になられました。平成17年11月1日、就任にあたって訓示を述べられる中で、被害者問題についてふれられましたので紹介いたします。

「おはようございます。この度、法務大臣を拝命いたしました杉浦正健でございます。この中には顔なじみの方もいらっしゃいますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

小泉総理からは昨日、4点御指示がございました。第1点、犯罪に強い社会の実現のための行動計画に基づき、各種犯罪に対する充実強化を図り、世界一安全な国日本の復活に向けて全力を挙げて取り組まれたい。2点目、犯罪者の矯正処遇の充実等により、再犯防止対策を積極的に推進されたい。3点目、不法滞在者半減の目標の達成に向け、体制の構築など出入国管理対策の強化を進められたい。4番目、一連の司法制度改革の成果を国民が実感できるよう、改革の本旨に従った運用についてリーダーシップを発揮されたい。以上4点でございます。

この総理の格別の指示を踏まえまして、努力してまいりたいと思いますが、要するにかつて20年前、30年前は日本は世界一の安全な国であった、いわゆる安全神話と言われている時代が、確かにございました。この10年、20年、社会の激動と共にいつの間にか神話が消滅したような感じがするわけでございます。この復活を目指して、微力ではありますが、皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思います。その一点に尽きると思います。

それを踏まえまして4点ほど申させていただきたいと思います。

まず第一は治安の強化、回復であります。国民が不安を持っていることは、年金等その他いろいろありますが、その不安の大きな一つに治安が悪くなつたということがございます。どの世論調査でも出ております。特に都市部で著しいものがございます。これは国民のために政府を挙げて取り組んでおるところがありますが、一層の努力が必要だと思います。刑法、少年法等の法改正の措置も取っており、様々な取り組みをしていることは間違いないわけですが、一層の努力が必要だと考えます。

2点目は、テロ対策でございます。アルカイダ派が日本をテロの標的に公言いたしております。ニューデリー、インドネシア等々、明らかに国際的に連携していると認められるテロが続発しております。日本も聖域ではない。皆さん方もうすでにその前提でいろいろ取り組んでいると思います。テロ対策につきましては、テロの未然防止に関する行動計画というのが決定されておりますが、出入国管理対策の強化、充実を図り、水際で防止する出入国管理、あるいは疑われる外国人の追跡、捕捉等、私どもに課せられた責務は重大だと思います。国民も大いに期待しておるのでございます。

3点目は司法制度改革を実のあるようにするようにという御指示が総理からもございましたが、関係諸制度、裁判員制度にいたしましても、今度発足いたします司法支援センターにいたしましても、せっかく司法界挙げて努力した司法改革の成果が実っていくように様々な面で一層の努力が必要だと思います。特に国民の皆さんに対するPR、裁判員制度は国民の認知度がまだ低いですね。やってみなければわからないという面も確かにありますが、一層の努力が必要だと考えます。

最後は、犯罪に強い社会の実現のための行動計画についてです。総理の目標になっていますが、その中にも重点課題として取り組まれております犯罪被害者の問題があります。これは今、官邸でいろいろやつておりますけれども、犯罪被害者の立場に立った支援等の施策は最も司法行政に欠けた分野でございます。犯罪被害者の立場に立ってみないとわからない面があります。私の先輩の岡村弁護士は、奥さんを失われて、初めて分かったということで、先頭に立っておられます。そういう立場にならないと、なかなか気持ちが分からぬ面があります。ひとつ全省員心して、犯罪被害者対策に取り組んでもらいたいと思います。

この他、民刑事の基本法制の整備、行刑改革も残された課題がいろいろあるようでございます。人権擁護の推進、入管行政、あるいは登記所備付地図の整備など他にも課題が様々ございますが、私は本当に微

力でありますけれども、法務大臣として、皆さんと一緒に全力を挙げて頑張ってまいりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、目標は一つ、世界一安全、安心な国の復活であります。国民が安心して日ごろの生活が送れるように、これは不断の努力でありますけれども、特にそれが求められている時代だと思いますので、どうか皆さんも私と一緒に頑張っていただきますようによろしくお願ひ申し上げまして、あいさつといたします。ありがとうございました。」

法律まめ知識 ⑯

ビデオリンク方式

◇ ビデオリンク方式による証人尋問とは

刑事裁判では、被告人の犯罪を証明するために、被害者が、法廷で（被告人や傍聴人の前で）証人として証言することができます。しかし、特に性犯罪などの場合には、証人となった被害者が、精神的に強い圧迫を受けるなど2次的な被害を被ることがあります。そこで、証人となる被害者を保護するために、平成12年の刑事訴訟法の改正によって新しく認められたのが、ビデオリンク方式による証人尋問です。

ビデオリンク方式による証人尋問とは、証人を法廷ではなく同じ裁判所構内の別室に在席させ、法廷と別室の双方にテレビカメラとテレビモニターを設置してケーブルで結び、法廷にいる裁判官などはテレビ画面に映る証人の姿を見ながら、また、証人はテレビ画面に映る尋問者（検察官や弁護人など）の姿を見ながら、マイクを通して尋問を行うことをいいます。裁判所は、性犯罪やわいせつ目的又は結婚目的の誘拐、児童に対する淫行などの被害者の証人尋問を行う場合において、相当と認めるときに、被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができます。また、暴力団などによる組織的犯罪の被害者や目撃者又は年少者など、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官や訴訟関係人が在席する場所において供述するときは圧迫を受け、精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者を尋問する場合にも、ビデオリンク方式を採用することができます。

◇ その他の被害者保護のための措置

他にも、証人となる被害者を保護するための措置として、証人尋問の間、家族や心理カウンセラーなどが付き添うこと（付添い人）や、証人と被告人・傍聴人との間に立てなどを置くこと（遮蔽措置）も認められています。また、これらの措置を併用することもできます。

附帯私訴制度案要綱なる

現在、刑事裁判と民事の損害賠償請求の裁判は、別々に行われ、犯罪被害者等にとって時間、経済、労力の面で大きな負担となっています。

一つの裁判所がこの二つの裁判をすることにする（附帯私訴）と、被害者の負担は大幅に軽減されます。

あすの会はこの制度の実現を主張し、具体的な法案を研究してきましたが、ようやく出来上がり、2005年10月28日、「附帯私訴制度案要綱」を公表しました。別添にしてありますので、ご一読いただければ幸いです。

この制度の実現を目指して、さらに努力していきましょう。

— INDEX —

VOICE 自民党の憲法改正案に犯罪被害者の権利が記載されました………	1
TOPICS 大臣就任にあたっての杉浦法務大臣訓示……………	2～3
法律まめ知識／附帯私訴制度案要綱なる……………	3
基本計画検討会／自民党ヒヤリング……………	4
大会のお知らせ／活動報告……………	5
集会及び幹事会の報告……………	6～7
運営の基本・会計／あとがき……………	8
◇別添 附帯私訴制度案要綱	

犯罪被害者等基本検討会

弁護士 高橋 正人

1. 実名報道か匿名報道か =第9回基本計画検討会の報告=

今、被害者名の報道の在り方について実名か匿名か大きな論議を呼んでいます。

この問題は、犯罪被害者等基本法を検討する第9回基本計画検討会（10月25日）のときに大激論となりました（出席者16名）。といつても賛成、反対の各勢力が相半ば拮抗して大激論、と言うのではなく、1人の委員が最後まで頑強に抵抗し（実名報道を原則とする意見）、岡村代表を始め多くの委員がこれに反対するという構図でした。そして、大激論の妥協点として、実名発表か匿名発表かを警察の判断に委ねるという骨子（案）が全員一致で可決されました（但し、正式決定は12月下旬）。従って、この案は、いずれの立場の人も完全には賛成できないという点で、妥協の産物だった訳です。

もっとも、賛成できないという点で両者は一致しているものの、賛成できない理由は正反対でした。岡村代表を始め被害者側は、実名か匿名かを被害者の意思に委ねるべきだから警察判断に任せるのには反対という理由であったのに対し、マスコミ側は、マスコミの自主的な判断に委ねるべきだから警察判断に委ねることには反対というものでした。

11月29日の毎日新聞の朝刊で、特集記事が組まれていますが、そこでは、警察の判断に委ねることに賛成か反対かを被害者に質問した結果、多くの被害者が反対と答えたと書かれています。しかし、この質問に加えて、では、反対するとして、被害者の意思を尊重すべきと思いますか、マスコミの自主的判断に委ねるべきだと思いますか、という質問があれば、ほとんどの被害者はその意思を尊重すべしと答えたでしょう。その結果、マスコミの自主的な判断に委ねるというマスコミ側の論理にほとんどの人が反対していることが浮き彫りになったと思います。しかし、そのような質問は割愛されていた訳です。

報道の恐ろしさをいまさらながらに実感しました。これはマスコミによる2次被害ならぬ3次被害とも言えるでしょう。

2. 日本の被害者問題の進展が世界の注目を集めている！！！ =自民党ヒヤリングの報告=

あすの会の顧問である諸澤英道先生からメールが届きました。それによりますと、世界被害者学会事務局のあるオタワ大学（カナダ）で、日本の被害者問題の進展について、1999年以降の動向をあすの会を軸にして講演したところ大変な反響で、被害者対策が遅れている国々に対し、岡村先生から直接、日本での戦略について語って欲しいという強い要望があったそうです。

被害者問題の先進国であるドイツやフランスで、実際に被害者問題が取り上げられることになったのは30年くらい前のことです。その後、訴訟参加制度や附帯私訴制度などが成熟し、確立するまで20年～30年という年月がかかりました。

ところが、我が国では、あすの会が活動を始めてからたったの5年で犯罪被害者等基本法が制定され、今年の12月下旬には、訴訟参加や附帯私訴についてある程度の方向性が書かれた犯罪被害者等基本計画案骨子が閣議決定される予定です。こんなに早く被害者問題が進展していることに世界の人が驚いているというのです。

ところで、各回の基本計画検討会が終了すると、2回に1回、自民党の国会議員が出席して基本計画検討会のメンバーに対するヒヤリングがあります。11月15日の自民党ヒヤリングには私が出席させて頂き、日本の動きが世界の注目を集めているというお話をさせて頂きました。そうしましたところ、自民党や政府関係者から大きな反響があり、ヒヤリング終了後、南野・前法務大臣から、「大変に良いことを聞かされました」とお礼まで言われてしまいました。

犯罪被害者等基本法は、世界でも類を見ない程、良くできた法律ですが、これも約56万の署名や各自治体の決議があったからこそ実現したものです。あすの会の活動が大きく実を結びつつあるのではないでしようか。

全国犯罪被害者の会（あすの会）大会のお知らせ

日時 2006年1月22日（日）13時～17時30分（12時30分受付）

場所 日比谷三井ビルディング 8階ホール（東京都千代田区有楽町1-1-2）

犯罪被害者等基本計画閣議決定後の大会です。今後どのように進行されるのか注目していきましょう。
大会の詳細については、同封のチラシをご覧ください。

大会終了後、同じ会場で懇親会を行います。会費は3,000円です。全国の会員が集まる機会ですので、是非ご参加ください。一般の方々にもご参加いただき、意見・情報交換をしていただければと思います。多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

当日、会場の受付、誘導などのボランティアをお願いしたいと思います。ご協力いただけます方は、あすの会事務局まで、ご連絡ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

活動報告

月	日	活動	内容
	2	第54回関西集会	
	6	岡村代表幹事、宮園幹事ほか 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席	
	7	第13回犯罪被害者等基本計画研究会	
	8	本村幹事パネリストとして参加	被害者支援センター「ハートライン」やまぐち主催 設立5周年記念 講演会とシンポジウム
	11	岡村代表幹事ほか 第8回犯罪被害者等基本計画検討会に出席	
	12	本村幹事講演	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS主催 2005年被害者支援フォーラム 「犯罪被害者の現状と必要な支援」
10	13	林幹事講演	ヒューネットだいどう 市民講座 「犯罪被害者等基本法は国民全体の権利-人は いつ、どこで犯罪の被害者になるかわからない-」
	19	第14回犯罪被害者等基本計画研究会	
	20	一井彩子会員、安丸和夫会員講演	三重県人権センター 相談員資質向上講座 「犯罪被害者の人権」
	22	第44回関東集会	
	23	内村幹事講演	千葉東警察署にて
	25	岡村代表幹事ほか 第9回犯罪被害者等基本計画検討会に出席	
	28	岡村代表ほか自由民主党新憲法草案および附帯私訴制度案要綱について記者発表	
	30	第54回幹事会	
	2	第15回犯罪被害者等基本計画研究会	
	2	姫路少年刑務所見学	
	3	第55回関西集会	
	6	林幹事講演	堺市女性団体協議会主催 堀女性大学にて
	7	岡村代表幹事ほか 第10回犯罪被害者等基本計画検討会に出席	
	12	第16回犯罪被害者等基本計画研究会	
	15	松村幹事ほか 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席	
11	16	宮園、松村幹事ほか 民主党「子ども/男女共同参画/人権・消費者政策調査会 会議」に出席	
	19	第45回関東集会	
	21	岡村代表幹事ほか 第11回犯罪被害者等基本計画検討会に出席	
	23	少年法改正 5年後の見直しの意見書提出について 少年事件被害者と家族からのヒアリング	
	26	関西の会員による人形劇	日本弁護士連合会、北海道弁護士連合会、札幌弁護士会主催 「第7回犯罪被害者支援全国経験交流集会」
	27	第19回九州集会	

関東集会の報告

第44回 関東集会 平成17年10月22日（土） 参加者27名（会員20名）

はじめに、松村幹事より報告がありました。

1. あすの会の大会が平成18年1月22日（日）受付12:30～開会13:00の予定。
2. 基本計画（骨子案）に対するパブリックコメントの集計結果。
3. 犯罪被害者等基本計画の匿名報道に関する内容（基本計画検討会において）。
4. 最高裁判所＝民事訴訟の訴状の住所を弁護士事務所の住所にしても良い（同上）。
5. 警察庁＝平成18年度より性犯罪被害者の治療費を支給する。

続いて、当会会員でもある精神科医の高橋幸夫先生から「精神障害者の犯罪とその後の処遇」とのテーマでお話をいただきました。そもそも精神障害とはどのようなものなのか？精神とは何なのか？の話から入り、先生は、精神障害という病気があることを理解して欲しいと強調され、精神障害者の心神喪失は認める立場にあるが、精神障害は治る可能性があるので治してから罪を償わせるべきだ。また、病気ではない人格障害は治らないので厳罰にしてもよいのではというご意見でした。普段聞けない専門家のお話は非常に勉強になりました。本当にありがとうございました。

第45回 関東集会 平成17年11月19日（土） 参加者22人（会員13人）

イチョウの黄葉も大分進んだ上野の森で集会が開かれました。

犯罪被害者等基本計画案で、警察が被害者の実名を発表するか匿名にするかは、個別に判断するという原案に、日本民間放送連盟は、すべて実名を発表し、判断は報道の自主性に任せるべきであるという申し入れを犯罪被害者等基本計画検討会にしました。私たちは事件発生時の報道被害について意見交換をし、実名発表の可否を議論しました。それぞれ事件が違うので、実名発表は被害者の意思に任せて欲しいという結論になりました。

そのあと、私財を投げ打ち被害者運動を続け、犯罪被害給付制度が作られる基になった市瀬氏をモデルに書かれた、佐藤秀郎著「衝動殺人・息子よ」について勉強しました。木下恵介により映画化もされました。30年近く前の作品にも係らず、今も少しも変わらない被害者の実状が浮き彫りにされていました。

＜次回以降のお知らせ＞

12月17日（土）、1月14日（土）、2月18日（土） 13時～17時
 東京文化会館 台東区上野公園5-45 TEL 03(3828)2111
 会費 1,000円

関西集会の報告

第54回 関西集会 平成17年10月2日（日） 参加者27名（会員21名）

刑事訴訟法の改正、裁判員制度の開始に伴って、人形劇の脚本の書き直しが必要ではないか、一般への啓発活動は人形劇だけでは不十分で、他の方法も考える必要があるのではないかと話し合いがありました。

坂口氏より加古川刑務所講演報告、市原氏より滋賀刑務所見学報告があり、約百名の刑務官が公聴してくれ、被害者の気持ちをストレートにぶつけ、刑務官が被害者の日常を全く知らないことを痛感したとのことでした。駆まで送ってもらった折り、刑務官にプライベートの時間が殆どない、刑務官は4時間以上官舎を出るときは申請が必要、申請なしには外出出来ない、官舎に住まなければならないなど、一般社会から誤解されている面が非常に多く、刑務官の仕事の辛さを知ったという貴重なお話もありました。

罪種別処遇は5年前から始まったけれど、贖罪教育は現行法では出来ない。義務教育が明記されているのみで、受刑者が拒否すると強制出来ない。経済犯と身体犯を同居させることに問題があり、罪種別刑務所は被害者から発案した方がよいとのアドバイスが所長からあったなど、加害者の更生に関して一部の人間にすべての責任をおしつけている国の実態をもっと広く世に問うべきだと感じられました。

第55回 関西集会 平成17年11月3日（木・祝） 参加者27名（会員18名）

幹事会報告は、一部OHPを使用して、「犯罪被害者等基本計画検討会」、市瀬さんの活動資料、「被害者の権利」が入れられた自民党憲法草案、訴状に仮住所の記載が可能になった事が報告されました。

諸澤先生、高橋弁護士を講師にお迎えし、高橋弁護士には、「基本計画検討会」の報告をしていただきま

した。「検討会」は、岡村代表の孤軍奮闘の状況で、骨子案発表までの経緯等を詳しく聞くことができ、刑事司法は被害者の為にもあることが基本法に明記されたことで、平成2年最高裁判決が事実上変わらざるを得なくなるとのお話は、今後に向け勇気が出ました。

諸澤先生は、米国の刑務所崩壊=教育不能の実態をお話され、刑務所では人権の制約をしないと教育できないのであって、犯罪者の処遇を人権重視で行うと日本もやがて処遇困難の状態になるとの懸念、マスコミについて、国連には「報道倫理コード」があるが、日本は全くその基準を満たしていない、改善のためには第三者による点検・評価・採点を行い勧告していく等、休まず歩み続けなければ事態や法律は変わっていくないと述べられました。犯罪防止として、被害者のことを考えること=思い遣ることができれば、他人に対して犯罪行為をしなくなる。犯罪被害者の権利について学ぶのは、早いほど良く犯罪のない社会への改善となる。また世界被害者学会では、「あすの会」の活動・日本の変化は、世界的に注目され、今までの遅れを取り戻し、今や世界の規範となっているとのこと。勇気百倍の思いで散会しました。

<次回以降のお知らせ>

1月8日(日)、2月5日(日) 13時～17時
 クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800
 会費 1,000円

九州集会の報告

第18回 九州集会 平成17年11月27日(日) 参加者9名(会員7名)

福岡県久留米市での短大時代の同級生4人の看護師による保険金殺人事件など、九州、福岡でも、全国的な大きな事件が相次いでいます。悲しいことに多くの犯罪被害者が次々に発生しているのが現状です。

ここで取り上げたのは、事件には関係ない子供たちのことです。両親が被害者であり加害者という悲惨な状態です(母親—加害者 父親—被害者)。このような状況下で、けなげに祖母と生活しているそうです。末子は学生、上二人の兄弟は働いているそうですが、仕事に就いても事件が明るみにされると辞めさせられることが繰り返され、祖母の年金だけで生計を立てていることを知らされました。公的機関、犯罪被害者支援センターほか、どこも支援の手をさしのべていないことを知らされました。誰のための、そして、何のための犯罪被害者支援センターなのか!、九州集会では何ができるのだろうかと考えさせられました。

また、福岡県北九州市の監禁殺人事件で、父親が殺害された後、6年間監禁された女性(21)について、監禁中に申請期限(2年)が過ぎたとして、犯罪被害者等給付金は支給できないと福岡県警は独自で判断し、事件発覚後、女性や親族に給付金制度の存在そのものを知らせていないことが分かりました。この様なことが他の県警でも行われているのではないかと危惧されます。給付制度は、あくまでも被害者の立場で考えて運用されるように改善を訴えていきたいものです。

<次回以降のお知らせ>

1月29日(日) 13時～17時
 福岡県農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092(761)6550

幹事会の報告

第54回 幹事会 平成17年10月30日(日) 出席者11名

犯罪被害者等基本計画検討会での討議内容が岡村代表から報告された。最大の論点は、①犯罪被害者の実名・匿名の発表であり、その議論には長時間費やされたが、妥協点としてその判断は警察が行うことになった。代表は、「実名か匿名かの議論の前に、その判断はマスコミや警察でなく、被害者によりおこなわれるべきだ。被害者が実名でよいと言うならば、実名で報道しても問題はない。只、事件直後のメディアスクラムの時と時間が経ってからでは、被害者の考え方も違うので被害者の意思が最大限尊重されるべきだ。」との主張が通らなかったのは残念。その他②訴状の住所が被害者の住所でなく、警察署でも弁護士事務所でも良いこととなる。③犯罪被害者週間が次回検討会で「週間」として取り上げられる方向である。附帯私訴制度案要綱が弁護士の先生方のご協力により完成し、小冊子にして配布する事にした。自民党憲法草案が発表されたが、第25条に犯罪被害者の権利が謳われ、今までの我々の努力が報われてきた。

平成18年1月22日(日)の第6回大会は、祝辞、保岡興治氏の記念講演、附帯私訴についての説明、シンポジウム、引き続き、総会、懇親会という内容で午後から行うことになった。

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願ひいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773



あとがき

犯罪被害者等基本法が成立して1年。この1年間は同法に基づく基本計画の策定作業が行われ、岡村代表が犯罪被害者等基本計画検討会の構成員として参加されました。

多種多様な犯罪被害者等の要求が施策として盛り込まれ、計画決定時から段階的に実施されようとしています。やっと世の中の人々も犯罪被害者に关心を持ってくれるようになりました。この关心が薄れないように来年も犯罪被害者の声を発信し続けましょう。

ニュースレター 25号別添

附帯私訴制度案要綱

**全国犯罪被害者の会
(あすの会)**

2005年10月28日

目 次

附帯私訴制度案要綱の公表にあたって……………	1
附帯私訴制度案要綱……………	3
附帯私訴制度案要綱 趣旨説明……………	5

附帯私訴制度案要綱の公表にあたって

犯罪の責任追及は、国による刑事裁判と、犯罪被害者等による民事裁判によっておこなわれるが、もとは同じ犯罪行為から生じた責任の追及だから、刑事裁判も民事裁判も、審理の対象や証拠は重なり合っている。証拠調べの法則に違いがあるとしても、二つの裁判所、裁判官が、同じことをしているのである。民事訴訟は、刑事判決後に提起されることが多いから、その判決は、大幅に遅れることになる。

裁判は、犯罪被害者等にとって、精神、時間、労力、費用の面で多大の負担をともなうが、もし同一の裁判所、裁判官が、刑事裁判と民事裁判を扱ってくれるとすれば、犯罪被害者等の負担が大きく軽減されることは間違いない。

刑事裁判と民事裁判を、同一の裁判所がおこなうのが、附帯私訴制度である。

この制度は、ドイツ、フランスを中心とする大陸法系の国で発達しており、わが国でも、旧刑事訴訟法時代には存在したが、米国法の影響を受けた1948年の法改正で廃止になった。この廃止を惜しむ声は当初からあり、法務省も、1997年、犯罪被害者の被害回復制度について国民から意見を公募したとき、その検討項目のなかで、附帯私訴、訴訟参加の可否をあげているほどである。

当会は、訴訟参加制度とともに附帯私訴制度に大きな関心を持ち、2002年、学者、弁護士を中心とするヨーロッパ調査団をドイツとフランスに派遣した。その成果は、同年12月17日刊行の『ヨーロッパ調査報告書－被害者の刑事手続きへの参加をめざして－』に纏められている。

フランス、イタリア、オーストリア、旧東ドイツ等多くの国では、私訴権行使による附帯私訴が活発におこなわれている。旧西ドイツや現ドイツではあまりおこなわれていなかった。これは、裁判官が、附帯私訴の申立てを理由を付さないで却下でき、しかも却下に対する不服申立て制度がなかったために、民事裁判までしたくない刑事裁判官が却下を続けたことに原因がある。ドイツの司法省の担当者はこの風潮を憂い、却下決定には理由を付し、不服申立てできる法改正を準備中とのことであったが、2004年改正が実現した。

当会は、この調査に基づき、2002年12月から「犯罪被害者のための刑事司法」「訴訟参加制度」「附帯私訴制度」の実現を求める全国的な署名運動を展開した。その数は55万人を超え、小泉総理大臣も犯罪被害者の保護救済を約束されるなど、国民的関心を呼び、昨年12月の犯罪被害者等基本法成立のきっかけになった。

当会は、ヨーロッパ調査後も、研究を続けてきた。2004年7月8日には、『訴訟参加制度案要綱』を公表したが、この度『附帯私訴制度案要綱』を公表することにした。

犯罪被害者等基本法も、犯罪被害者等の損害賠償請求について、その被害に係る刑事手続との有機的連携を図るために制度の拡充（12条）を謳ったが、これは附帯私訴制度を視野にいれたものといわなければならない。

『附帯私訴制度案要綱』は、もとより要綱であるから、細部について詰めなければならない部分が多く残っていることは承知している。しかし、制度の骨子は十分示されているはずである。

この制度の特色は大きく言って3つある。

その1は、1つの裁判所が、刑事と民事の裁判をするということである（附帯私訴である以上当然のことであるが）。

その2は、実質的には、刑事判決が出てから、はじめて附帯私訴（民事裁判）の審理に取りかかるということである。

その3は、上訴審では、刑事と民事は別々の手続で審理するということである。

この要綱では、刑事手続のなかで、民事訴訟をおこなうという、大陸法的附帯私訴の発想が大きく修正されている。民事審理は、原則として刑事手続でおこなわないように組み立ててある。

犯罪被害者等は、刑事事件について証拠調べ請求、被告人等に対する質問等の訴訟活動をしたいとの強い希望を持っているが、これは『訴訟参加制度案要綱』の実現によっておこなうものと考えている。

もちろん加害者には資力がないことも多く、附帯私訴制度を導入しても、財産的被害が直ちに回復できるとは限らない。しかし、民事訴訟は、犯罪被害者等が自己の尊厳を回復する重要な機能も有するので、そのためにも、訴訟遂行を容易にする附帯私訴制度が必要であることをご理解いただきたい。

附帯私訴制度の反対論者の理由は、『刑事裁判と民事裁判における手続に相違点（証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）があり、同一の手続でおこなうことには困難を生じる。また、附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の防御の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。憲法上保障された重要な権利である被告人の迅速な裁判を受ける権利（憲法37条1項）が損なわれてはならない』（日本弁護士連合会）が代表的なものである。

しかし、この要綱は、刑事手続による刑事判決が出された後で、実質的な附帯私訴の審理を始めるのであるから、これらの批判は全く当たらない。

刑事手続のなかで、訴状と答弁書陳述のための口頭弁論を1回だけ開くが、その請求原因は、起訴状、冒頭陳述の範囲内で記載することになっているから、予断排除の原則に反しない。

ただ、第10の2項で定めるように、刑事手続に関する鑑定人、証人等が附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができることになっているが、これはきわめて合理性、必要性のある厳しい例外で、被告人の防衛権を侵害するというほどのものではないし、このくらいのことで弁護人はたじろいではいけない。

争点増加、被告人の負担増大、立証責任、自白法則、控訴審の構造、いずれの問題もない。

刑事判決は、大部分が第1審で確定している。これを原因判決とすれば、損害額や過失割合など僅かの立証だけで民事判決がなされることとなり、犯罪被害者等の負担は格段に少なくてすむ。

さらに、被告人にとっても、刑事判決の後で民事訴訟を提起されるより、事件全体の解決が早くなり、有利になるはずである。

以上のとおり、この要綱案によれば、反対する根拠もないのである。この要綱の公表により、附帯私訴についての認識がいっそう高まり、早急に実現するよう願ってやまない。

この研究に参加してくださったのは、諸澤英道常磐大学理事長、白井孝一、京野哲也、守屋典子、山上俊夫、高橋正人、前川晶、宮田逸江、池田剛志、松畑靖朗、久保光太郎、石山貴明、小林陽子、岡村勲の各弁護士であるが、フランスで実際に附帯私訴を体験された藤生好則さん、君江さんご夫妻、2002年の調査団の方々、当会の幹事、会員の皆さんからも貴重なご意見をいただいた。

これらの方々に、心からお礼を申し上げる次第である。

2005年10月28日

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

附帯私訴制度案要綱

第1 (目的)

この制度は、犯罪により害を被った者及びその相続人（以下「犯罪被害者等」という）が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起することにより、損害の回復を容易にすることを目的とする。

第2 (附帯私訴の提起)

犯罪被害者等は、その被害に係る刑事手続に附帯して、被告人に対し、損害の回復を求める民事訴訟を提起することができるものとする（この訴訟を以下「附帯私訴」という）。

第3 (附帯私訴の提起時期)

附帯私訴の提起は、刑事手続の第1審弁論終結前までにするものとする。

第4 (附帯私訴提起の方式)

1. 附帯私訴の提起は、訴状を裁判所に提出しておこなうものとする。
2. 請求原因の記載は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内でなければならないものとする。

第5 (印紙)

附帯私訴に関する書類には、印紙を貼ることを要しないものとする。ただし、民事部又は他の裁判所に移送されたときは、この限りではない。

第6 (送達)

1. 裁判所は、附帯私訴の提起があったときは、訴状を被告人（以下「私訴被告」という）に送達し、答弁書が提出されたときは、これを附帯私訴原告（以下「私訴原告」という）に送達するものとする。
2. 公判期日に出廷した私訴原告、私訴被告に対して、公判庭で、訴状、答弁書を交付したときは、送達したものとみなすものとする。

第7 (期日の指定)

公判期日の指定にあたっては、私訴原告の意見を聞かなければならぬものとする。

第8 (在廷)

私訴原告は、公判に在廷することができるものとする。

第9 (閲覧及び謄写)

私訴原告は、公判記録について閲覧、謄写することができるものとする。

第10 (刑事手続審理期間中の附帯私訴の審理)

1. 第1審の刑事判決言渡しまでの間は、訴状及び答弁書の陳述のための口頭弁論を開く以外は、附帯私訴に関する審理をおこなわないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、刑事手続に関する鑑定人、証人等が、附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができるものとする。
3. 前項の場合においては、裁判員は退席するものとする。
4. 私訴被告が、答弁をしない場合でも、擬制自白は成立しないものとする。

第11　（附帯私訴の審理及び判決）

1. 裁判所は、刑事判決言渡し後、裁判員退席の上で、直ちに附帯私訴についての口頭弁論を開くものとする。
2. 裁判所は、前項の口頭弁論において、新たな証拠調べ等の審理をする必要がない場合には、直ちに附帯私訴について判決を言い渡し、あらたな審理が必要である場合には、附帯私訴についてさらに審理をおこなうものとする。
3. 附帯私訴についての審理は、民事訴訟法によっておこなうものとする。
4. 附帯私訴の判決は、移送の場合を除き、刑事判決を原因判決としてしなければならないものとする。

第12　（証拠）

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなすものとする。

第13　（合意）

刑事判決言渡し前に、附帯私訴の請求について当事者間で合意が成立した場合は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律4条によるものとする。

第14　（移送）

1. 私訴原告は、民事部又は民事訴訟について管轄を有する他の裁判所に、附帯私訴を移送する申立てをすることができるものとする。
2. 裁判所は、刑事判決言渡し後、口頭弁論を開いた結果、附帯私訴の請求が複雑で、刑事部で審理をおこなうことが著しく困難であり、審理の長期化が予想される場合には、私訴原告及び私訴被告の意見を聞いた上で、民事部に移送することができるものとする。
3. 前項の移送の決定には、理由を付するものとする。
4. 私訴原告及び私訴被告は、前項の決定に対して、不服申立てができるものとする。
5. 附帯私訴の移送があった場合は、第12の規定を適用するものとする。

第15　（附帯私訴の却下）

1. 刑事手続に無罪、免訴、公訴棄却の判決又は決定がなされた場合は、裁判所は、附帯私訴について却下判決をするものとする。
2. 附帯私訴につき却下判決があった場合でも、附帯私訴を提起した時点で、時効中断があったものとみなすものとする。

第16　（取下げ）

私訴原告は、第1審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意なくして附帯私訴を取り下げることができるものとする。

第17　（上訴）

1. 刑事判決、民事判決については、それぞれ別個に上訴するものとし、刑事の審理・判決は刑事部で刑事訴訟法により、民事の審理・判決は民事部で民事訴訟法によるものとする。
2. 上訴審の民事判決は、第1審刑事判決を原因判決としないものとする。

第18　（弁護士代理人）

1. 私訴原告は、弁護士を代理人として選任しなければならないものとする。
2. 私訴原告は、公費で代理人を選任することができるものとする。

附帯私訴制度案要綱 趣旨説明

第1 (目的)

この制度は、犯罪により害を被った者及びその相続人（以下「犯罪被害者等」という）が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起することにより、損害の回復を容易にすることを目的とする。

□ 趣旨説明

犯罪被害者等は、刑事事件の傍聴だけでも、精神、時間、労力、費用の面で大きな負担だが、その上、損害回復の訴訟を提起することは、容易なことではない。

刑事裁判も民事裁判も、同一の犯罪に係る審理だから、その対象や証拠はほとんど重なっており、別々の裁判所が審理することは、不経済なことである。

そこで犯罪被害者等が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起し、同一の裁判所が、刑事、民事の裁判をおこなうこと（附帯私訴）により、犯罪被害者等の負担を軽減し、損害の回復を容易にすることが、この制度の目的である。

第2 (附帯私訴の提起)

犯罪被害者等は、その被害に係る刑事手続に附帯して、被告人に対し、損害の回復を求める民事訴訟を提起することができるものとする（この訴訟を以下「附帯私訴」という）。

□ 趣旨説明

附帯私訴の提起権者について、旧刑事訴訟法567条は「犯罪により身体、自由、名誉又は財産を害せられたる者」と定め、ドイツでは、「被害者又は相続人」としている（ドイツ刑事訴訟法403条）。フランスでは、「犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けたすべての者」と定めている（フランス刑事訴訟法2条）。

この要綱では、「犯罪により害を被った者及びその相続人」としたが、旧刑事訴訟法にいう身体、自由、名誉又は財産を害せられたる者というのと変りはない。犯罪被害者等基本法は、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を犯罪被害者等と定義しているが（2条2項）、附帯私訴を提起する場合には、提訴権者を明確にする必要があるので、被害者とその相続人に限定し、これを犯罪被害者等と呼ぶこととした（第1）。

損害回復とは、損害賠償請求だけでなく、謝罪広告、盗品の返還等も含まれる。

第3 (附帯私訴の提起時期)

附帯私訴の提起は、刑事手続の第1審弁論終結前までにするものとする。

□ 趣旨説明

旧刑事訴訟法568条の規定と同一の規定である。

第4 (附帯私訴提起の方式)

1. 附帯私訴の提起は、訴状を裁判所に提出しておこなうものとする。
2. 請求原因の記載は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内でなければならないものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

附帯私訴提起の方式については、ドイツでは、請求の趣旨及び原因を特定して、書面又は口頭で申立てをすることになっており（ドイツ刑事訴訟法404条1項）、フランスでは、予審判事や警察に損害賠償請求の意思を示せばよく、その手段は、口頭でもファックスでもよいこと

になっている（無罪の推定と被害者の権利強化に関する法律）。

わが国でも、旧刑事訴訟法は、民事訴訟に準じて訴状を提出することが原則であったが、法廷で口頭によりおこなうことも例外的に許されていた（582条）。

そこで当会の研究会でも、簡易迅速を旨とする附帯私訴の申立ては、書面又は口頭でもよいのではないかとの意見もあったが、手続を明確にした方がよからうということで、現段階では、訴状を提出することにした。

しかし、簡易裁判所では、口頭での民事訴訟提起が許されているし（民事訴訟法271条）、提訴の方式については再考の余地があろう。

[第2項について]

附帯私訴は民事訴訟ではあるが、刑事手続に附帯するものだから、刑事訴訟法による制約を受けるのは当然である。そこで、予断排除の原則に従い、請求原因は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内とした。

第5 （印紙）

附帯私訴に関する書類には、印紙を貼ることを要しないものとする。ただし、民事部又は他の裁判所に移送されたときは、この限りではない。

□ 趣旨説明

附帯私訴の訴状等に印紙を不要とすることは、旧刑事訴訟法時代におこなわれていたもので、附帯私訴のメリットの一つである。

ただし、附帯私訴が移送されれば（第14）、通常の民事訴訟になるのだから、印紙を貼用しなければならないことになる。

第6 （送達）

- 裁判所は、附帯私訴の提起があったときは、訴状を被告（以下「私訴被告」という）に送達し、答弁書が提出されたときは、これを附帯私訴原告（以下「私訴原告」という）に送達するものとする。
- 公判期日に出廷した私訴原告、私訴被告に対して、公判庭で、訴状、答弁書を交付したときは、送達したものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

附帯私訴が民事訴訟である以上、当然の規定である。

なお、私訴被告は答弁書を提出することを強制されず、提出しなかったがために、刑事手続において不利益を受けることはない。

第7 （期日の指定）

公判期日の指定にあたっては、私訴原告の意見を聞かなければならぬものとする。

□ 趣旨説明

私訴原告は在廷権があるのだから（第8）、私訴原告の出廷を可能にするための規定である。

第8 （在廷）

私訴原告は、公判に在廷することができるものとする。

□ 趣旨説明

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても証拠となり（第12）、刑事判決は、附帯私訴判決の原因判決になるのだから（第11の4項）、私訴原告が刑事手続の審理について重大な関心を持つことは当然である。従って公判で在廷できるようにした。

しかし、在廷の義務はない。
当然のことだが、在廷とは、法廷のバーのなかの席に座ることであり、傍聴席に座ることはこれに当たらない。

第9 (閲覧及び謄写)

私訴原告は、公判記録について閲覧、謄写することができるものとする。

□ 趣旨説明

刑事手続について取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなされるから(第12)、私訴原告が公判記録を閲覧、謄写できるようにする必要がある。

第10 (刑事手続審理期間中の附帯私訴の審理)

1. 第1審の刑事判決言渡しまでの間は、訴状及び答弁書の陳述のための口頭弁論を開く以外は、附帯私訴に関する審理をおこなわないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、刑事手続に関する鑑定人、証人等が、附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができるものとする。
3. 前項の場合においては、裁判員は退席するものとする。
4. 私訴被告が、答弁をしない場合でも、擬制自白は成立しないものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

刑事手続の審理の遅延防止、証拠法則の違い、予断排除等を考慮して、刑事判決までは、附帯私訴について、訴状と答弁書の陳述のための口頭弁論しか開かないこととした。

この場合、裁判員は、附帯私訴には関係ないのだから、退席いただいてもよいのだが、請求原因は、訴状、冒頭陳述の範囲内であるから、予断を与えるおそれもなく、わざわざ退席させる必要もないのではないかと考えた。口頭弁論後に裁判員が入廷するか、あるいは退席するなどの制度を作ることも可能である。

[第2項について]

刑事判決があるまでは附帯私訴の審理をしないといつても、刑事の審理に出廷した鑑定人や証人等が、附帯私訴の審理にも証拠調べがどうしても必要であるにもかかわらず、重ねての出廷が困難であると予想される場合もある。

このような場合は、例外的に附帯私訴の立証に必要な限度で、刑事訴訟法の証拠法則に従つて、審理をおこなうことができる様にした。

この程度のことで、被告人の防御権が制約されるとは考えられない。

[第3項について]

裁判員は、附帯私訴には関係がない。従つて、2項の場合には、裁判員は退席するものとした。

[第4項について]

附帯私訴が民事訴訟であるといつても、刑事手続のなかでおこなわれるものだから、黙秘権を有する被告人が附帯私訴の請求に対して答弁をしないからといって、自白したことには問題がある。

そこで、被告人が答弁をしない場合でも、擬制自白にはならないこととした。

第11 (附帯私訴の審理及び判決)

1. 裁判所は、刑事判決言渡し後、裁判員退席の上で、直ちに附帯私訴についての口頭弁論を開くものとする。

2. 裁判所は、前項の口頭弁論において、新たな証拠調べ等の審理をする必要がない場合には、直ちに附帯私訴について判決を言い渡し、あらたな審理が必要である場合には、附帯私訴についてさらに審理をおこなうものとする。
3. 附帯私訴についての審理は、民事訴訟法によっておこなうものとする。
4. 附帯私訴の判決は、移送の場合を除き、刑事判決を原因判決としてしなければならないものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

裁判所は、刑事判決言渡し後、直ちに附帯私訴について口頭弁論をおこなうものとした。刑事判決言渡し後、いったん閉廷し、休憩後に附帯私訴の口頭弁論をおこなうことも可能である。

準備書面の提出や証拠調べ請求をする場合は、判決日に持参するよう、裁判所があらかじめ私訴原告、私訴被告に伝えておくことが望ましい。

私訴原告、私訴被告が相応の準備が必要という場合は、改めて口頭弁論期日を指定することになる。

[第2項について]

口頭弁論の結果、新たな主張や立証がないときは、直ちに判決を言い渡すものとした。

請求原因の基礎となる事実は、原因判決となる刑事判決（4項）に現れているが、損害額や過失割合などについて争いがあるような場合は、さらに審理をおこなって附帯私訴の判決をすることになる。

[第3項について]

附帯私訴は、民事訴訟であるから、当然の規定である。

[第4項について]

附帯私訴の審理及び判決は、刑事の審理を前提にし、刑事判決を原因判決としておこなうものとした。これによって、民事の審理の時間、労力、費用等が少なくてすむ。

刑事判決言渡しの前後を問わず、移送されれば、もはや附帯私訴ではなく、通常の民事訴訟に過ぎないから、原因判決の拘束をうけることはない。

しかし、刑事手続で取り調べた証拠が、移送後も証拠となることはいうまでもない（第12）。

第12（証拠）

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

旧刑事訴訟法586条と同じで、当然の規定である。

第13（合意）

刑事判決言渡し前に、附帯私訴の請求について当事者間で合意が成立した場合は、犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律4条によるものとする。

□ 趣旨説明

附帯私訴については、刑事判決言渡し前は、訴状及び答弁書陳述のための口頭弁論しか開くことができない（第10の1項）。

そこで、請求認諾や和解のように当事者間で合意が成立する場合は、上記法律に従って和解調書を作成するものとした。

第14（移送）

1. 私訴原告は、民事部又は民事訴訟について管轄を有する他の裁判所に、附帯私訴を移送する申立てをすることができるものとする。

2. 裁判所は、刑事判決言渡し後、口頭弁論を開いた結果、附帯私訴の請求が複雑で、刑事部で審理をおこなうことが著しく困難であり、審理の長期化が予想される場合には、私訴原告及び私訴被告の意見を聞いた上で、民事部に移送することができるものとする。
3. 前項の移送の決定には、理由を付するものとする。
4. 私訴原告及び私訴被告は、前項の決定に対して、不服申立てができるものとする。
5. 附帯私訴の移送があった場合は、第12の規定を適用するものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

私訴原告は、附帯私訴を提起した後に、通常の民事訴訟に切り替えたくなるときもあるだろう。事実関係の立証はできたのに、刑事事件が引き延ばされ進行が遅れているときなど、すでに現れた証拠で民事訴訟をした方が早く判決が出るという場合もある。

また「殺人」の訴因が「傷害致死」に縮小認定されそうになったときも、民事部で裁判してもらいたいと考える場合もあるだろう。

さらに刑事判決が、私訴原告の挑発によって犯行が行われたなど、私訴原告にとって不利な認定がなされたときなどにも、刑事判決を原因判決として附帯私訴の判決をしてもらいたくないときもある。

刑事事件が犯罪地又は私訴被告の住所を管轄する裁判所に起訴されたため、私訴原告にとって不便になり、私訴原告の住所地の管轄裁判所で審理してもらいたいときもある。

このような場合は、民事部又は他の裁判所に移送の申立てができるとした。

いずれの場合でも、民事訴訟を民事部に起こすか、他の管轄裁判所に起こすかは、もともと犯罪被害者等である私訴原告が選択できることだから、私訴被告の意見を聞く必要はない。

[第2項について]

附帯私訴の請求が複雑で、民事の専門的争点に係わるなど、刑事部での審理では著しく困難で、審理の長期化が予想される場合には、民事部で審理する方が早く判決が出る場合もある。これは当事者にとっても有利であるから、このような場合は、民事部へ移送することとした。

しかし、裁判所の民事訴訟回避につながるおそれもあるので、事前に、私訴原告、私訴被告の意見を聞くこととした。

[第3項について]

附帯私訴は、刑事事件の審理を担当した裁判所が、その延長線上で審理することによって時間、労力、費用等を節約するための制度であるから、民事部への移送は、あくまでも例外である。合理的な理由もなく移送することが許されないのは、当然である。

そこで裁判所の移送決定には、理由をつけるものとした。理由は抽象的でなく、当事者を納得させるものでなければならない。

[第4項について]

合理的理由のない移送を抑制するために、必要な制度である。

[第5項について]

移送後であっても、刑事の審理で得られた証拠資料が、移送後の民事訴訟においても証拠とするものとした。従前の審理を無駄にせず、時間、労力、費用等を節約するためである。

第15 (附帯私訴の却下)

1. 刑事手続に無罪、免訴、公訴棄却の判決又は決定がなされた場合は、裁判所は、附帯私訴について却下判決をするものとする。
2. 附帯私訴につき却下判決があった場合でも、附帯私訴を提起した時点で、時効中断があったものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

刑事手続について無罪、免訴（判決後の法令による刑の廃止、時効完成、大赦など）、公訴棄却（親告罪で告訴がないときなど）の判決や決定（公訴の取り消し、起訴状不送達による公訴提起の失効など）がなされたときは、裁判所は、附帯私訴の請求について判断せず、却下判決をすることとした。

私訴原告は、改めて第1審から民事訴訟を提起することが可能である。

[第2項について]

附帯私訴を却下判決した場合でも、時効の点で私訴原告に不利益を与えないため、附帯私訴を提起した時点で時効中断があったものとみなすこととした。

第16 (取下げ)

私訴原告は、第1審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意なくして附帯私訴を取り下げができるものとする。

□ 趣旨説明

私訴原告は、附帯私訴を取り下げることができることとした。しかし、附帯私訴は、早期に民事紛争を解決する制度だから、私訴被告にとっても有利な制度であり、取下げが私訴被告に不利益を及ぼすこともある。

そこで、一方で、第1審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意がなくても附帯私訴を取り下げができるとしつつ、他方、反対解釈により、口頭弁論開始後は、私訴被告の同意がなければ訴えの取下げはできないものとした。

第17 (上訴)

1. 刑事判決、民事判決については、それぞれ別個に上訴するものとし、刑事の審理・判決は刑事部で刑事訴訟法により、民事の審理・判決は民事部で民事訴訟法によるものとする。
2. 上訴審の民事判決は、第1審刑事判決を原因判決としないものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

上訴にともない生じうる複雑な問題が起きないように、上訴すれば、通常の刑事事件、民事事件として扱われるということである。

上訴において附帯私訴はなくなるということであり、非常にシンプルな制度となる。

なお、民事の上訴審が、刑事第1審判決を原因判決とする審理をすることがないのは、移送を受けた裁判所と同様である。

念のため起きうるケースをまとめると、次の表のとおりとなる。

		第1審の刑事判決に	
		控訴あり	控訴なし
第1審の私訴判決に	控訴あり	刑事と民事は控訴審で別々に審理	刑事判決のみ確定 附帯私訴は控訴審に移審
	控訴なし	附帯私訴判決のみ確定 刑事は控訴審に移審	刑事判決も附帯私訴判決も共に確定

[第2項について]

当然のことだが、念のため規定した。

第18 (弁護士代理人)

1. 私訴原告は、弁護士を代理人として選任しなければならないものとする。
2. 私訴原告は、公費で代理人を選任することができるものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

起訴状や冒頭陳述の範囲内で、訴状を作成するといつても、法律家でないと正確に理解できない。第10の2項による鑑定人、証人等に対する証拠調べをするときも、法律家でなければ、刑事訴訟法の証拠法則を知るはずもない。公判記録の閲覧、謄写も弁護人を介しておこなうことが望ましい。

そこで、弁護士を代理人に選任しなければならないこととした。

[第2項について]

弁護士を代理人に選任するといつても、弁護士を知らなかつたり、経済的事情で私選弁護士を依頼することができない場合がある。

そこで公費によって代理人をつける制度を設けた。